

## 三井不動産株式会社と災害時における 支援協力に関する協定を締結しました

堺市では、三井不動産株式会社と災害時における支援協力に関する協定を締結しました。

本協定は、堺市で地震や風水害などの大規模災害が発生した場合に、被災者に対して様々な支援協力をいただくことを目的に締結するもので、この協定締結により、一時的な避難場所の提供や、啓発事業に関する支援協力の強化を図ることができます。

### 1 協定の名称

災害時における支援協力に関する協定書

### 2 協定締結先

三井不動産株式会社（東京都中央区日本橋室町 3-2-1）

商業施設本部 リーショナル事業部長 肥田 雅和 様

### 3 協定の主な内容

- ・「三井ショッピングパーク ららぽーと堺」立体駐車場の災害時における避難施設としての利用
- ・本市や自主防災組織等が実施する防災訓練などの啓発事業への協力

### 4 協定締結日

令和4年9月30日（金）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 危機管理室 防災課 電 話: 072-228-7605 ファックス: 072-222-7339
----------------------------	--

## 災害時における支援協力に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、大阪府堺市美原区黒山2番1他において乙が所管する「三井ショッピングパークららぽーと堺」（以下「ららぽーと」という。）を対象とした協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、堺市内において、地震、風水害、大火災その他の災害（災害対策基本法に規定する災害に限らない。）が発生（以下「災害時」という。）し、堺市災害対策本部、堺市危機管理対策本部、堺市国民保護対策本部もしくは堺市緊急事態対処本部のいずれかが設置された場合、その被災者に対し、甲が乙の協力を得て適正かつ円滑に支援活動を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の各号の全部又は一部の支援協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲とららぽーと内の店舗（以下「店舗」という。）が災害時における物資協定を締結することについて、協力すること。
- (2) 乙による安全確認が取れた場合、別紙1に定める立体駐車場を避難施設として甲に無償で貸借すること。ただし、施設の使用範囲、使用方法、使用期間は、状況に応じて乙が決定するものとする。

### （支援協力要請の手続）

第3条 甲は、前条第1号に規定する支援協力を要請する場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等による要請ができるとともに、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力要請をする理由
- (2) 紹介を依頼したい店舗

2 乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けた場合は、可能な範囲内で支援協力を行うものとし、乙が罹災する等の特別な理由により支援協力が困難な場合は、その旨を甲へ通知するものとする。

### （連絡手続）

第4条 第2条に規定する支援協力を円滑に実施するため、甲乙間の連絡は、原則として、別紙「災害時における連絡体制」に記載する連絡先を窓口とする。

2 甲及び乙は、連絡先に変更があった場合、速やかに、相手方に通知するものとする。

### （事故等に係る責任）

第5条 第2条第2号に掲げる支援協力として使用したららぽーと立体駐車場の一部を使用した際に発生した事故等に対する責任は、甲が負うものとする。

(施設協力)

第6条 乙は、第2条に規定する支援協力を実施するために必要な乙の施設等が無償で提供するものとする。

(支援協力の報告)

第7条 甲は、第2条に掲げる支援協力が完了した場合は、速やかに、乙に文書により報告するものとする。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、支援協力実施期間中に得た情報を相互に提供し、情報の共有化に努めるものとする。

2 乙は、甲が関係行政機関に対し、防災に関する必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第2条に掲げる支援協力実施中に知り得た個人情報、行政情報及び法人情報を、甲以外の者に漏えいしてはならない。

(防災啓発等への協力)

第10条 乙は、甲及び甲の関連団体が実施する防災訓練等の防災啓発事業への協力を要請されたときは、可能な範囲内で甲に協力するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙の申出がない場合は、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 9月30日

(甲) 大阪府堺市堺区南瓦町3-1  
堺市  
堺市長 永藤 英機

(乙) 東京都中央区日本橋室町3-2-1  
三井不動産株式会社  
商業施設本部 リージョナル事業部長  
肥田 雅和

様式第1（第3条関係）

第 号  
年 月 日

三井不動産株式会社 様

堺市長 印

要 請 書

災害時における支援協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

1 支援協力要請をする理由

2 紹介を依頼したい店舗

別紙（第4条関係） 災害時における連絡体制

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲（堺市）

住 所	課 名	電 話	F A X

乙（三井不動産株式会社）

住 所	課 名	電 話	F A X